

# 鳥取県公報

目

次

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該  
日が休日  
の場合は、  
翌日)  
(当該  
日がと日)

「調査」という。)は、昭和四十年鳥取県産業連関表を作成し、本県各  
産業部門の経済活動の実態を明らかにすること目的とする。  
二 調査の時点及び対象期間 昭和四十一年四月一日とし、過去二箇年の  
事業実績を調査する。

三 調査の範囲 この調査は、昭和二十六年統計委員会告示第六号(統計  
調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令第二  
条の規定に基く産業分類の名称及び分類表。以下「分類表」という。)  
による大分類D—鉱業、E—建設業、F—製造業、G—卸売業・小売業、  
H—金融・保険業、I—不動産業、J—運輸通信業、K—電気・ガス、  
水道業及びL—サービス業に属する事業を當なむ事業所で、知事の指定  
するものについて行なう。

四 調査の方法 この調査は、事業主の自計申告とし、分類表による大分  
類G—卸売業・小売業に属する事業を當なむ事業所に係るものについては  
市長に委託して行ない、その他の事業を當なむ事業所に係るものにつ  
いては知事の直接調査とする。

## 五 調査事項 この調査は、次の事項について行なう。

- 1 事業所名、事業所所在地、代表者氏名及び記入者氏名
- 2 従業者数

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、  
鳥取県産業連関基礎統計を作成するための調査を次の要綱により行なう  
で、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十一年六月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

一 調査の目的 鳥取県産業連関基礎統計を作成するための調査(以下

鳥取県産業連関基礎統計調査要綱  
6 年間設備投資額  
5 年間の工事額、出荷額、商品販売額又は営業収入額  
4 営業経費  
3 年間の原材料、副資材、燃料又は商品の仕入額の内訳  
2 従業者数  
1 事業所名、事業所所在地、代表者氏名及び記入者氏名

調査票については、一部を市長に提出し、一部を事業所の控えとする。  
 七 調査票の提出期限及び提出先 調査票に所要事項を記入し、昭和四十一年八月三十日までに知事に提出する。ただし、分類表による大分類（一鉢充葉・小壳葉の調査票については市長に提出する。

八 結果の公表 この調査の結果の公表は、昭和四十年鳥取県産業連携表の発表をもつてこれにかかる。

#### 鳥取県告示第三百三十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなさるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称 所 在 地 申出の受理の年月日

立川眼科耳鼻咽喉科

境港市上道町下無頭一、六

昭和四十一年五月二十八日

眼科診療所 六二

#### 鳥取県告示第三百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東伯町大字邊東字比丘尼寺二〇六の二

#### 鳥取県告示第三百三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東伯町大字邊東字比丘尼寺二〇六の二

#### 鳥取県告示第三百三十六号

上北条土地改良区から申請のあつた土地改良（圃場整備）事業計画の変更については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十一年六月二十二日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十一年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

田中（死亡）地一小坂新二郎

#### 鳥取県告示第三百三十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年六月二十一日から用途廃止した。

昭和四十一年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第三百三十八号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第七条第二項の規定に基づき、昭和三十六年六月二十七日付け鳥取県告示第三百六十二号により設定した鉢伏山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新したので、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八百八号）第十八条の規定により告示する。

昭和四十一年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

字下谷端一、二九一 八〇、八三、

三〇六地先から一、〇七五、九四地先 三〇八、〇一、

三〇六地先から一、〇七五、九四地先 三〇八、〇一、

三〇六地先から一、〇七五、九四地先 三〇八、〇一、

島取県告示第三百三十九号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第七条第二項の規定に基づき、昭和三十六年六月二十七日付け鳥取県告示第三百六十二号により設定した鉢伏山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新したので、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八百八号）第十八条の規定により告示する。

昭和四十一年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第三百四十号

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字邊東字谷端一三三一〇三

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅